

<別表>

歯みがきに関する表示について

	東京都消費生活条例 に基づくもの	(従来)薬事法に基づくもの		薬事法施行規則の一部改正 (平成12年9月29日公布)
施行	昭和54年5月1日施行 (昭和53年5月1日告示)			平成13年4月1日施行 (ただし、施行日時点の流通品に対して 平成14年9月30日まで経過措置)
適用範囲	薬事法に規定する医薬部外 品及び化粧品の歯みがき	医薬部外品	化粧品 (平成13年3月31日まで)	化粧品 (平成13年4月1日から)
表示場所	外部の包装(外部包装がない 場合は直接の容器)	直接の容器又は直接の被包(直接の容器が、外部の容器にすかして見ることができない場合は、外部の 容器等にも表示……成分表示は外部の容器等のみでも可)		
表示事項	(1) 配合目的名 (2) 配合成分名 <表示方法> 配合目的名毎に一番多い成分 のほか、表示の必要な成分を 多い順に表示	(1)製造業者名称及び住所 (2)「医薬部外品」の文字 (3)名称 (4)製造番号又は製造記号 (5)内容量 (6)指定成分の名称 (7)使用期限 (8)省令の指定事項	(1)製造業者名称及び住所 (2)名称 (3)製造番号又は製造記号 (4)内容量 (5)指定成分の名称 (6)使用期限 (7)省令の指定事項	(1)製造業者名称及び住所 (2)名称 (3)製造番号又は製造記号 (4)内容量 (5)全成分表示 (配合量順に表示) (6)使用期限 (7)省令の指定事項

太字部分 が互いに競合する事項 厚生大臣の指定するもの等に限る